

## 近世東海道における人馬継立制度の確立課程

橋 敏夫

### 要旨

江戸時代の東海道における人馬継立制度は、慶長6年（1601）正月の伝馬掻朱印状と伝馬定書の発給から整備がはじまった。しかし、馬荷の継走が荷物の付番のために停滞する事態に直面した。江戸幕府は、駄賃馬、ついで伝馬に対する付番を禁止するとともに、駄賃馬対策に乗り出し、往路・復路の同一駄賃制を採用するに至った。さらに寛永14年（1637）3月の助馬令で駄賃馬の補充を実現すると、翌15年には宿々に対し、伝馬100疋制を導入して人馬継立制度を確立した。

キーワード：東海道　人馬継立　宿　伝馬　駄賃馬　助馬令

### はじめに

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いに勝利して霸権を確立した徳川家康は、宿の設定、伝馬制、行路の指定を同時進行的に推進して江戸幕府の陸上交通制度を作り上げた。ここでの宿とは継立地、またはそこに設置された組織の名称である。伝馬制とは人馬継立の方法で、律令国家の駅伝制にまで遡ることができるが、直接的には戦国大名の伝馬制度が原型である。行路の指定とは宿と宿とを繋ぐ道筋を固定していることをいい、そのために一里塚や並木を造成した。このような人馬継立制度の確立過程

については、児玉幸多氏や渡辺和敏氏をはじめとする諸氏の研究がある<sup>(1)</sup>。

東海道に限れば、慶長6年正月の伝馬掻朱印状と伝馬定書の発給から整備が本格化し、寛永14年（1637）3月の助馬令により宿立人馬の不足を補い、ついで同15年に伝馬100疋制を導入して、宿々に対して100人・100疋の人馬を用意することを義務づけたのである。

しかし、子細に点検すると、以下のような未解明点があるようである。まず、伝馬とは宿々が用意する無賃の馬のことであるが、これに対する有賃の駄賃馬については、

往路と復路の駄賃銭規定をはじめ、政策の展開が明確にされていない。

次に、助馬令の前提となる「在々の馬」についてである。元和2年(1616)11月令に「駄賃馬多入候時者、其町より在々の馬をもやとひ」と規定した条文があり<sup>(2)</sup>、これにより相対助郷から指定助郷に転化したとする議論が、平川新氏や深井甚三氏らにより行われた<sup>(3)</sup>。この「在々の馬」の使用については、慶長19年10月の大坂冬の陣行軍令に最初にあらわれ<sup>(4)</sup>、翌年正月令にも続けてみることができる<sup>(5)</sup>。したがって、元和2年令に至るまでに段階的な差違があるなら、これを明らかにしなければならないだろう。

さらに、助馬令にもとづく助馬村の実態については不明な点が多く、川崎文昭氏が静岡県内の宿々について検討しているが<sup>(6)</sup>、他地域については未解明である。

そして、伝馬100疋制については、その導入の時期について寛永15年と同17年の両説が存在するという混乱が続いている<sup>(7)</sup>。これは政策の実施と実現化という狭間に起こったことではあるが、解決すべき事象である。

以上のような問題意識のもと、小稿では、慶長6年正月の東海道に対する伝馬掲朱印状と伝馬定書の発給にはじまる人馬継立制度の確立課程を再検討する。その際、助馬村についても取り上げ、伝馬100疋制の導入時期を確定したうえで、その後の政策についても述べることにしたい。なお、小稿での註は、煩雑さを避けるために『静岡県史』資料編13 近世5を中心に付してある。

## 1 人馬の継立

慶長6年(1601)正月、駒牽朱印を押した上から「定」と書き、「此 御朱印なくして伝馬不可出者也、仍如件」と命じた

伝馬掲朱印状が東海道に対して発給された<sup>(8)</sup>。その宛所となった地名が継立地、すなわち、宿を設置する場所であり、押捺された駒牽朱印を判鑑として使用することは、「江戸迄上下之御伝馬、何時も此 御朱印にて可被仰付旨候間、彼御本文ニ能々引合可被申付候、為其為引<sup>(控)</sup>へ 御朱印被遣候」との付属文書があることから明かである<sup>(9)</sup>。

伝馬掲朱印状とともに伝馬定書が発給された。そこでは、宿で用意すべき伝馬数と前後の継立地、伝馬1疋に対する地子免許地の坪数と荷物重量の上限、計量には秤を使用することを命じている<sup>(10)</sup>。ここで、「御伝馬」が「三拾六疋ニ相定」められたことは、伝馬人足3人をも含意している、と見城幸雄氏は指摘している<sup>(11)</sup>。

伝馬掲朱印状の「伝馬」という語句は、これから伝馬制を採用するという宣言であろう。つまり、伝馬を継立用に宿で用意している馬のことだと限定してしまうのは、間違いであるということを指摘したい。すでに慶長7年正月には、伝馬人足の用意を命じる朱印状も出されているからである<sup>(12)</sup>。それでも以後、馬の使用についての規定が続くのは、その確保が当面の重要課題と政策担当者に認識されたからであろう。

慶長7年6月2日、①「於宿々荷物付番不相定、出合次第早速可付送事」。②伝馬荷物の上限を1駄30貫目から32貫目に変更、駄賃荷物は1駄40貫目を上限とする。③秤を支給するので計量すべきこと。④駄賃銭の決定に江戸の町年寄を派遣するので、決定にしたがうこと。⑤伝馬・駄賃ともに「不限夜中早々可付送事」、の5か条からなる定書が発給された<sup>(13)</sup>。

このうち①は、宿で到着荷物に順番を付け、これにしたがい発送していることが前提である。児玉幸多氏は、荷物の付番は公平を期すための措置である、と指摘している<sup>(14)</sup>。つまり、荷物到着時に伝馬衆が待機

していれば、付番にしたがい直ちに継立することができるるのであるが、実際には待機しているとは限らず、荷物の付番が継立の遅延を招いてしまう。しかも、公平という観点から、その場にいる伝馬衆に任せることもできない、という事態が頻発していたのであろう。こうした事態を是正するために、付番の禁止を命じたのである。<sup>⑤</sup>は、伝馬・駄賃ともに時間に関係なく継立するよう求めている。これも遅延の防止であるが、十分な照明設備がない夜間継立、特に道中が危険という安全上の配慮がない。安全よりは迅速を優先したのである。

上記の定書にしたがい、慶長7年6月10日に駄賃馬と乗懸の駄賃銭、鏹銭と永楽銭の交換比率が、町年寄の奈良屋と樽屋から通知された<sup>(15)</sup>。乗懸とは乗懸下ともいい、人1人と上限18貫目の荷物を運ぶことである。

慶長12年3月11日、駒牽朱印の使用を停止し、「伝馬無相違可出者也」の9文字を、3行に彫って縦に分割した印判を代々の將軍・大御所が左右交互に使用する制度が開始されることになり、判鑑と「御伝馬之儀、以来ハ此 御朱印ニ引合、馬・人足可相立候旨被仰出候間、其地へ御本之御朱印壹枚指越候、能々此御本ニ以来ハ合候て可相立候」と記した付属文書が送付された<sup>(16)</sup>。

ここで「馬・人足」と改めて記され、さらに慶長14年2月には駄賃人足賃を駄賃馬の半額とすることが通知された<sup>(17)</sup>。その反映として、以後の定書においては「人馬」という表現が一般化する。

慶長14年11月25日、①「上下之駄賃之儀、人馬出しかね、上下衆留被置候故、迷惑致候、馬次はやく出し可申候、番ニ致候故、遅々仕候間、つけ次第ニ可致候事」。②「夜中をきらわす、何時成共たちん取候て人馬出し可申候事」。③伝馬手形を改めて

継立すること、の3か条が命ぜられた<sup>(18)</sup>。慶長7年6月2日令で取り上げられた荷物の付番と夜間継立につき、再び是正を指示したのであるが、ここでは駄賃について限定し、荷物の付番が駄賃馬遅延の原因であることを強調したうえで、時間に関係なく駄賃として直ちに継立することを指示している。

慶長16年2月26日の上洛準備令では、人馬の駄賃銭は規定通りであり、上洛を理由に挙げてこれを増額することを禁じたうえで、「もとり馬のたちんハ、上下のものと相対次第たるへし、荷番のものとかうし、おさへ候儀有間敷事」、木賃銭と旅籠形式による宿泊の強制禁止が指示された<sup>(19)</sup>。このなかでは、戻り馬についての規定が重要である。使用の際の駄賃銭を利用者と馬方の相対としたのである。この場合、利用者を待機させている宿としては、相対成立により利用者が出発してしまえば、駄賃銭を得る機会を喪失してしまう。これが荷番による妨害につながるのであろう。こう考えると、戻り馬の活用は、荷物の付番による遅延を防止するための対策としてよいだろう。

上洛直前の慶長16年7月、①駄賃銭。②「馬番を定、荷物をつくる事一切停止たるへし、馬はやく出次第荷物付へき事」と、日没時の旅籠銭は荷主が負担すること。③帰り馬の駄賃を荷主と馬方の相対とすること。④通し荷物は上洛時に限り改めないで付通すこと、が命ぜられた<sup>(20)</sup>。準備令を踏襲しながら、②の後半で、馬方に対する配慮、④では上洛に伴う特例が示されている。

慶長19年10月18日の大坂冬の陣行軍令のなかには、

一在々へ申触、道通りへ馬を出し、駄賃馬御陣衆ことかけ候ハぬ様ニ可申付候、陣衆馬無之候とて、おいとをし候とも、前々より御さための所ニ而次、其よりとをし申間敷候、縦馬

草臥候共、御さための所迄ハ、荷つかへ候ハぬ様ニ駄ちん付可申候、駄賃錢前々より御さためのことくたるへく候、

との条文がある<sup>(21)</sup>。すなわち、在々に命じて街道筋に馬を出して駄賃馬が不足しないように用意させることを命じている。軍事行動のために、在々の馬の使用が認められたのである。さらに駄賃馬の追通しについては、馬の体力消耗を無視してでも「御さための所」までは、荷物が停滞しないよう継立することを指示し、その場合の駄賃錢は規定通りである、としている。

この「御さための所」とは、元和2年(1616)5月22日に御油宿が幕府代官に提出した一札のなかに「馬次之儀、其所ニ馬置払無之候者、壱つきハとをし可申候、弐つきめ之由、馬方慥ニ申候者、縦馬置払共いか様ニも仕、右之馬とをし申間敷事」とあるように<sup>(22)</sup>、次の宿までである。したがって、駄賃馬を追通して次々宿まで使用することすなわち二継は禁止されていた。

慶長20年正月には、同16年7月令をほぼ踏襲した定書が発給されたが、第2条だけが次に示すように変更された<sup>(23)</sup>。

一參拾六疋之馬番定儀停止事、

付、当町中馬所持次第伝馬可仕、并駄賃荷物をも無難済可付、但駄賃おほき時は、在々の馬たりといふとも、無異儀荷物可付通<sup>(事)</sup>□、

すなわち、伝馬36疋の馬番は禁止。「付」で、荷物到着時にその場にいる馬方が伝馬をつとめ、駄賃馬も同様とすること。但書で、駄賃荷物が多い場合は、在々の馬であろうとも宿馬同様に荷付して継立するよう、と指示した。

元和2年11月、①伝馬と駄賃馬の荷物はともに1駄40貫目を上限とする。②上下の宿までの駄賃錢を示し、「帰馬之駄賃錢も右同前之事」。③規定以上の増錢を企てた

場合は、間口1間につき過錢100文宛を町中から徵収し、当人は50日間の籠舎とする。④伝馬・駄賃馬の荷付はその場にいる馬で行う。⑤「駄賃馬多入候時者、其町より在々の馬をもやとひ、荷物遅々無之様に、風雨をも不嫌可出立事」、という内容の定書が発給された<sup>(24)</sup>。

ここでは、帰り馬の駄賃錢がこれまでの相対から行きの場合と同額になったこと、大坂の陣という戦時に認められていた在々の馬の利用が付則の但書を経て、平時においても認められたことが重要である。前者は同一距離は同一駄賃を採用することで紛争を防止すること、後者は駄賃馬の不足を抜本的に解消する手段を宿に与えること、を目的としたのであろう。

この元和2年11月令にあわせ、浜松宿と舞坂宿では伝馬75疋制が導入された。すなわち、『浜松宿御役町由来記』によれば、(2代將軍秀忠)「台徳院様御世ニ至り、当御城主水野出羽守様御時、元和二辰年、増御伝馬三拾九疋被仰付、都合七拾五疋ニテ相勤申候」とあり<sup>(25)</sup>、舞坂宿本陣が記した『覚書』には、「元和二年辰十一月 御伝馬七拾五疋」とある<sup>(26)</sup>。

浜松城主水野重央は、慶長13年(1608)から大御所家康の息徳川頼宣の家老で、同14年12月に頼宣が常陸から駿河・遠江に領地替えになり、駿府城主となった際に、浜松城主として2万5千石を領した<sup>(27)</sup>。頼宣は、元和2年3月に新居宿に対して伝馬屋敷引を認めたり、同年8月には袋井宿を開設、同3年4月に由比宿に對し、これまで通り米36石を下付したりした<sup>(28)</sup>。伝馬75疋制もこうした政策の一環であろう<sup>(29)</sup>。

## 2 寛永14年3月の助馬令

寛永12年(1635)6月21日、武家諸法度が改定され、「大名、小名在江戸交替所相定也、毎歳夏四月中可致参勤、従者之員數近來甚多、且国郡之費、且人民之勞也、向後以其相応、可減少之」こと、「道路駅馬舟梁等無断絶、不可令致往還之停滯事」の2か条が加えられた<sup>(30)</sup>。前者は、参勤交代の制度化とその際の従者制限、後者は、円滑な交通の維持を命じたものである。

寛永14年3月16日、府中宿と曲金村・谷津村・小黒村は、幕府目付の市橋振吉と大河内正勝から助馬令を伝達された<sup>(31)</sup>。

### 道中助馬之儀ニ付覚之事

一今度助馬ニ付候郷村ハ、町なミ同前ニ高役をゆるし可申候、但堤川除・道橋等之役之分ハ其所之なミたるへき事、

一今度助馬ニ付候郷村ハ、往還之衆多ク通申候時者、其町々馬不足荷物つかへ候時、助馬に可出候、但町中之もの我ま、いたし、在郷馬ニ奉行人之荷物、其外六ヶ敷駄賃をとらせ、町之者ハ商人荷物、又ハ付ケ能駄賃を取、在郷之者迷惑仕候様ニ候者、在郷助馬之方より可申出候、又助馬之もの我ま、いたし候ハ、町中より可申出候、穿鑿之上曲事ニ可申付候事、

一其町ニ馬無之、荷物つかへ候時者、時分をきらハす助馬出し可申候、荷物つかへさる時ハ、助馬引寄申間敷候、但在郷助馬之もの勝手によく罷出候ハ、各別たるへき事、

一右助馬之分ニ而も荷物つかへ不罷成時者、其町中より地頭・代官へ断を申、僉儀之上、往還之衆多ク通り、荷物つかへ候義於紛無者、地頭・代官より申付、御領・私領を不限、助馬之外其町へ近き在郷へも馬を出し、駄

賃取候様ニ可被申触之事、  
一助馬出し候村之分ハ勿論、うわまへ取申間敷候、其外之村より駄賃取ニ出候分ハ、其町之ものと相対次第なるへき事、  
一駄賃馬何程つかへ候共、跡々宿之馬通シ申間敷候、跡先之町之もの合点ニ而、一次通り候儀者可為各別事、  
一駄賃馬無之候而、往還之衆荷物を町ニ留置不申候様ニ、其町之年寄・月行事情を入可申付候、

寛永拾四年

丑三月十六日 大河内正勝  
(幕府目付)  
(同)  
市橋三四郎

府中

曲金  
谷津  
(黒)  
小墨

その内容は、①助馬を出すことを命じた村々については宿同様に高役を免除するが、各種の普請役は従来通り。②街道利用者が増加して宿馬が不足して荷物の継立に支障が発生した場合は助馬を出すように。その場合には、宿・助馬村の双方が公平に継立すること。③宿馬が不在で荷物が停滯した場合は必ず助馬を出すこと。その他の場合は助馬の使用を禁止するが、助馬村が了解した場合は例外とする。④助馬を利用して荷物が停滯した場合は、宿から領主・支配代官に申告し、その通りであるならば、助馬村以外からも馬を出して駄賃を命じる。⑤助馬村からは上前を取らないが、それ以外の村から駄賃に出た場合は宿との交渉次第とする。⑥駄賃馬が停滯した場合でも追通しは禁ずるが、前後の宿が了解すれば一継は認める。⑦駄賃馬の不在を理由に荷物を停滯させず、宿役人が念を入れて手配すること、というものである。

宛所には明示されていないが、曲金村(村高1,391石余)・谷津村(同358石余)・

小黒村（同319石余）が助馬村（合計村高2,068石余）に指定されたのである。その経緯は不明であるが、曲金村と谷津村は府中宿の江戸口、小黒村は宿入口の往還南側に位置し、いづれも府中宿に近接している<sup>(32)</sup>。出役の利便性を考えれば、この条件については議論の余地はないであろう。しかも近いということから、3か村の馬が「在々の馬」として継立に従事した経験が以前にもあったことが予想できる。

『民間省要』の「藤沢宿の書留」のなかには、「寛永十四丑年宿々助高二千石宛被仰付候」との記述があるから<sup>(33)</sup>、村高合計が2千石余になることも助馬村を選択する際の基準となつたであろう。

『糀屋記録』と『浜松宿御役町由来記』によれば、浜松宿は寛永14年3月19日に助馬令を伝達された。このうち『糀屋記録』には、助馬村と馬数について詳しく記されている<sup>(34)</sup>。

#### 此節之定助馬

一高弐千拾三石程、村数五ヶ村

一弐百六石程

佐藤村 御役馬五疋

一五拾壹石程

東鴨江村 御役馬弐疋

一八百八拾八石程

伊場村 御役馬廿弐疋

一五百八拾八石程

西若林村 御役馬拾四疋

一弐百八拾石程

東若林村 御役馬七疋

都合五拾疋ニ而御座候（後略）

ただ、延宝5年（1677）6月に浜松藩領を書き上げた『浜松町数村数家数田地高間尺之帳』において、浜松宿の「助馬所」とあるのは、佐藤一色村（村高206石余、浜松城大手から22町余）・東若林村（同280石余、同24町余）・若林村（同588石、同32町余）・伊場村（同880

石余、同19町余）の4か村だけで、東鴨江村（村高453石・浜松城大手から8町余）には、同様の記載がない<sup>(35)</sup>。

なお、「定助馬」という語句は、助馬村が固定されているということを意味するだろうが、この語句が助馬令の伝達当初から実際に使用されていたかは疑問である。『糀屋記録』は文政10年（1827）前後の成立と推測されている<sup>(36)</sup>。

助馬令が記録として残っていない舞坂宿では本陣が記録した『覚書』のなかに「寛永十四丑年三月定助付被仰付候（中略）高三千六百三拾壹石八斗五升六合有之候」とあるから<sup>(37)</sup>、助馬村が指定されたことは確実であろう。

『浜松町数村数家数田地高間尺之帳』によれば、増楽村（村高223石余）と西鴨江村（同269石余）、浜松藩と幕府領の相給である片草村（同62石余）と宇布見村（同1,084石余）が「舞坂介馬」村として書き上げられている<sup>(38)</sup>。これら4か村の村高合計は、1,639石余であるから、この他にも浜松藩領以外の数か村が助馬村だったはずである。

同様に助馬令が記録として残っていない二川宿でも、以下に述べるように助馬村が指定されたことは確実である。すなわち、吉田藩領だった二川宿が幕府領に編入される寛永20年3月29日に「追而草臥之由、被申上候宿之事ニ候間、取立候様尤ニ候、助馬など義、無滞様ニ如先規之可被申付候、何成共存寄之儀候ハ、可申越候」と、支配代官が勘定奉行から命ぜられているからである<sup>(39)</sup>。

二川宿の助馬村については、元禄4年（1691）6月の宝飯郡森村『差出帳』のなかに次のようにあり<sup>(40)</sup>、同村（村高414石余）のほか、上佐脇（同793石余）・下佐脇（1,490石余）・小田渕（416石余）とあわせて4か村（村高合計3,113石余）

で「御役馬百疋拾疋」を出していた。

一二川宿へ常助拾六疋 当村分

是ハ前々より上佐脇村・下佐脇村・  
小田渕村・森村、右四ヶ村ニ而御役  
馬百疋拾疋宛勤來候（後略）

ここでの「常助」は定助で、定助馬の短縮形であろう。

宝永7年（1710）8月の『指出帳』には、この16疋は「二川宿助馬勤來り申候、吉田ヲ越道法二川宿迄三里余罷越、夫よりしらすか宿迄相勤」めた、とある<sup>(41)</sup>。

元禄4年『差出帳』の「前々より」を助馬令が出されて以来と判断するかは、留保するとしても、助馬村の村高合計は舞坂宿同様に3千石を越え、しかも森村の村高と助馬数の関係から1疋あたり25石、宿までは3里とあって、府中宿や浜松宿（村高2千石で50疋、1疋=40石、近距離）とは状況が大きく違う。

さらに『桑名市史』本編には「丹羽氏記」による桑名宿の宿勢があり、そのなかには「一御伝馬 百 疋 助馬二百疋廿六ヶ村」とある<sup>(42)</sup>。『九々五集』によれば、亀山宿は「亀山附助馬八拾五疋 古高五千六百拾壹石七斗九升四合 但百石ニ一疋半掛り」、関宿は「関地蔵附介馬六拾疋 古高四千百五拾六石壹斗四升 但百石ニ一疋四分掛り」とある<sup>(43)</sup>。助馬令に基づく助馬数と助馬村の設置は、宿々の事情により様々だったようである。

### 3 寛永15年の伝馬100疋制

寛永15年（1638）8月3日、東海道宿々の領主と支配代官に対し、伝馬100疋分の地子を免許するとともに、島原一揆の報償として馬1疋につき兵糧米5俵を下付することが、幕府老中から伝達された<sup>(44)</sup>。

路次中伝馬仕候宿々、おしなへて馬百疋分之屋敷地子被下、雖不及申候

此以前御赦免之分共ニ、都合百疋分可被免之候、將又今度於九州一揆蜂起趣之刻就御誅伐之儀、伝馬仕候者共依致辛劳候、旧冬并当春中馬壹疋ニ五俵宛被為借候、御兵糧是又被下候分得其意、伝馬之者共ニ可致相聞候、委細伊奈半十郎・大河内金兵衛・曾根源左衛門より可達之候、恐々謹言、

八月三日

(老中) 阿部豊後守
(同) 忠勝
酒井讚岐守
(同) 利勝
土井大炊頭

宛所	御領主	廿六頭御名前
	御代官	

続けて9月2日、「跡々被下候地子証文石高書付」と「此度被下候地子之分、私領方ハ替地可被相渡候間、何方ニ而渡り可然哉与替地場所をも書立」た書付、さらに寛永15年春分の下付米の員数を調査したうえで、庄屋1名を出府させるように老中から命ぜられた<sup>(45)</sup>。

幕府領宿々における地子免許地の追加手順を、吉原・蒲原・由比宿についてみておこう。寛永15年11月2日、勘定奉行から支配代官の間宮忠次は、伝馬36疋分の地子免許地を確認し、新規64疋分については1疋につき100坪を地子免許とするので、当該地の面積・石高を帳面に仕立てたうえで報告するように指示された<sup>(46)</sup>。

一筆申入候、貴殿御代官所御伝馬居屋敷三拾六疋分ニ先年被下候地子ハ、如前々指置、今度新規ニ六拾四疋分可被下旨被仰出候、然バ此以前被下候三拾六疋之地子、先規より御蔵入高之外ニ伊奈備前・大久保十兵衛・彦坂小刑部証文にて取来由申候、弥所之者ニ御穿鑿候て無紛候哉、様子具可被申越候、今度被下六拾四疋分ハ、壹疋ニ付屋敷百坪ヅ、被下候間、吉原・蒲原・由比

町之内にて被相渡、反別・石高銘々帳  
ニ仕立可被指上候、以上、

(寛永15年)  
寅霜月二日

曾	(勘定奉行 吉次) 源左衛門尉
(同 大)	(久助) 金兵衛
(同 伊)	(忠治) 半十郎
(幕府代官 忠次) 間宮彦次郎殿	

各地の代官も同様に指示されたのであるが、実際の手続きには時間を要したようで、舞坂宿の支配代官秋鹿朝正は寛永17年11月15日、同15年の年貢から新規の地子免許相当分を減じることを、勘定奉行から通知された<sup>(47)</sup>。

覚

一屋敷式町壱反三畝拾歩 舞坂町

此分米拾石六斗六升六合

右、是ハ今度新規ニ御伝馬屋地子六拾四疋分、壱疋ニ付百坪宛、居屋敷之内を以引被下候間、寛永拾五寅物成より可被相渡候、此外三拾六疋分ハ先規より御赦免ニ候間、可彼得其意候、以上、

寛永拾七年

辰十一月十五日

曾根源左衛門印

伊奈半十郎印

(幕府代官 朝正)  
秋鹿長兵衛殿

私領宿々においては、具体的な手続きは各藩に任せられたようである。鳴海・熱田宿が所在する尾張藩の『尾州藩古義』には、「寛永十五寅年宿々問屋共江戸江被為召、御伝馬百疋づゝに被仰付、居屋鋪百坪づゝ御免許被成候」とある<sup>(48)</sup>。『掛川誌稿』によれば、掛川宿では「寛永十五年ニハ、毎駅ノ伝馬百匹トナシ、地子一万坪ヲ賜リシト云、[此時間屋役人ヲ江戸ニ召シテ命セラリシトテ、文書ハ伝ハラス]」とある<sup>(49)</sup>。それぞれの問屋が出府して地子免許地の拡大について、伝達されただけのようだからである。

地子免許地の拡大にともなう町並の変化を、幕府領の保土ヶ谷宿と私領の浜松宿に

ついてみると、次のとおりである。保土ヶ谷宿では、保土ヶ谷町と神戸町が伝馬36疋をつとめていたが、100疋制導入にともない岩間町と帷子町にも伝馬を用意させることになり、この4か町で保土ヶ谷宿を構成した。しかし、以前からの宿域と新たな宿域が、当初は離れていたことから、町並は不連続であった<sup>(50)</sup>。浜松宿の場合は、伝馬75疋制導入時からを「浜松宿御役町由来記」についてみてみる<sup>(51)</sup>。伝馬75疋制導入の際は、これまでの「御伝馬役人・屋敷共ニ不足仕、町続き南の方ニ岩田郷と申處有之候ニ付、是を取立致家作御役相勤可申候様被仰付候、則所々より罷出致家作、地子御免許ニテ旅人止宿之當仕、御役相勤」めるようになり、新たな伝馬町を造ったのである。伝馬100疋制の場合は、「塩町從先規之塩市場ニテ地子御免許、且馬も沢山ニ出候場所ニ御座候ニ付、新規廿五疋之御伝馬、則塩町へ被仰付、当年より伝馬町・塩町両町ニテ都合百疋之御役相勤」めたのである。

導入後、直ちに馬数の増加が実現できたかは不明であるが、数年後に寛永飢饉がはじまり、伝馬100疋を維持することができなくなった。飢饉の影響が顕著だった寛永19年（1642）2月、江戸幕府は大番組頭の榊原元義と矢部忠政を東海道に派遣し、1疋につき金3両を下付して退転馬の補充を命じるとともに、1疋につき1か月米2俵を1年間支給するので、現状の馬数を維持するように命じた<sup>(52)</sup>。その際に宿々が用意できていた馬数は、保土ヶ谷宿47疋、島田宿69疋、赤坂宿64疋、土山宿54疋であった<sup>(53)</sup>。

寛永19年正月18日、担当役人から四日市宿は、荷物が停滞しないように助馬を使用すること、駄賃馬を過度に使用して消耗させないこと、制札の写を渡すべきこと、を命ぜられた<sup>(54)</sup>。

## 覚

一往還之荷物無隔様ニ助馬をよせ、先々  
の順々ニ通し可申事、  
一駄賃馬所々ニ而次、おいたおし申間  
敷事、  
一御制札之面写相渡可申事、

寛永十九年午正月十八日

右之御奉行衆様

高橋覺左衛門様

富岡平左衛門様

これは、寛永飢饉の影響で、宿で用意で  
きる馬数が不足していたからであろう。さ  
らに寛永20年正月、幕府は目付の兼松正  
直を派遣し、幕府領宿々に対して金500  
両、私領宿々には金300両を下付した<sup>(55)</sup>。  
丁度、2月6日付で人馬賃銭の値上げが実  
施されており<sup>(56)</sup>、これを監察する役も負っ  
ていたのであろう。この派遣で幕府の宿助  
成は一区切りとなるから、この頃には寛永  
飢饉の影響から脱したのであろう。

正保3年（1646）11月、伝馬  
100疋と助馬が出払い、宿に利用できる  
馬がいなくなった場合には、宿と使用者、  
さらには使用者同士が相互に調整して円滑  
な継立を実現することを規定する宿高札が  
掲げられた<sup>(57)</sup>。

一本伝馬百疋并助馬出払、馬無之時は、  
其所之庄屋、問屋往還之面々え、其  
趣可申断、然上は往還之輩互ニ申合、  
前後之人馬不滞様ニ、日限時刻定、  
段々ニ可相通ル、若又馬有之を隠置、  
偽申ニおゐてハ、庄屋、問屋可為曲  
事、馬無之時分、むりニ可通ル由申  
懸ル輩あらは、幾度も可申断（後略）

本伝馬100疋の語句から東海道宛である。後略部分には、寛永通宝4貫文を金1  
両の相場で通用すべきことが記されている。

慶安4年（1651）8月8日、これまでの伝馬利用を再確認し、伝馬捷朱印状に  
準じる宿継手形の発行者に老中に加えて京

都所司代、大坂町奉行・同城番、駿府町奉行・  
同城番を追加した<sup>(58)</sup>。こうした伝馬使用者  
の拡大は、伝馬100疋制という裏付けが  
なければ、実現は困難であったろう。

## おわりに

以上、慶長6年（1601）正月の伝馬  
捷朱印状と伝馬定書の発給にはじまる江戸  
幕府の陸上交通政策について、人馬継立に  
絞って検討した。要約と展望を示して結び  
としたい。

慶長6年に設置がはじまった宿では、荷  
物の付番を行ったが、これが継立の遅延を  
招いたのである。特に、駄賃馬の遅延が目  
立つようになると、江戸幕府は戻り馬を利  
用する方法を採用し、大坂の冬の陣という  
戦時には在々の馬を利用する対策を考えた  
のである。在々の馬を利用する方法は、元  
和2年（1616）11月の定書にも引き  
継がれ、平時でも認められるものとなった。  
この付番は伝馬使用時にも問題視されて禁  
止された。一方、戻り馬の駄賃銭は当初、  
馬方と利用者との相対であったが、のちに  
往路と同額に設定された。これは、同一距離  
は同一駄賃を採用して混乱を防止するた  
めであった。

寛永12年（1635）6月の武家諸法  
度改訂により参勤交代が制度化され、駄賃  
馬の使用が特定の時期に集中することに  
なった。これまでも駄賃馬対策に腐心して  
いた江戸幕府は、新たな対策として寛永  
14年3月に助馬令を出したのである。助  
馬令については、定書が残されている宿が  
少ないことから、東海道全体への発令が留  
保された時期があったが、関連史料の発掘  
が進んだことから過去の話となった。ただ、  
具体的な助馬村や助馬数については解明が  
進んでいない。今後の検討課題である。

助馬令に基づき、助馬を用意する助馬村  
が指定された。これが定助馬であり、定助

村であろう。ただ実際の使用時には「定助」という短縮形で用いられたようである。助馬令の第4条には助馬を使用しても荷物の継立が支えた場合の処理方法が指示してある。これが定助に対する大助となるのであろう。平川新氏によれば、定助・大助の語は寛文期には使用が一般化している<sup>(59)</sup>。今後は、一般化するまでの間隙を埋めなければならないだろう。

さて、助馬令を出した翌年の寛永15年8月、幕府は伝馬100疋制を導入した。これは、助馬令により駄賃馬対策に一応の決着がついたとの判断からだろう。導入時期については、寛永15年と同17年があるが、前者としてよい。このような混乱が生じた理由は、地子免許地の手続きに数年を要したことと背景としつつ、関連史料がすべて揃っていないことがある。今回こうした欠を補い、その手続きの全体像を示せたと考える。

この移行と前段階として、浜松宿と舞坂宿で元和2年に75疋制が導入されていたことを指摘した。36疋から一挙に100疋に増やす場合に比べ、75疋という段階を踏んだ方が現実的であるが、他宿における例は検出できていない<sup>(60)</sup>。

伝馬100疋制は導入直後に寛永飢饉に遭遇した。江戸幕府は寛永19・20年と復旧のための助成策を講じた。その後の伝馬数については、不明な点が多いが、宿毎の体力という個別事情に大きく左右されることになったであろう。そのひとつあらわれが、宿高札のなかで駄賃馬が不足した場合には在々の馬を雇うことを繰り返していることである。こうした事情はあっても、伝馬100疋制は老中に加え、京都所司代、大坂・駿府の重要役人に宿継手形を発行させるための環境を整えることを可能にしたのである。

## 註

- (1) 児玉幸多『近世宿駅制度の研究 増補版』(吉川弘文館、昭和40年)、渡辺和敏『近世交通制度の研究』(吉川弘文館、平成3年)第2部第1章や同『東海道交通施設と幕藩制社会』愛知大学総合郷土研究所研究叢書18(岩田書院、平成17年)第1部第1章。
- (2) 『静岡県史』資料編13 近世5(静岡県、平成2年)61~62号(岡部・見付・舞坂宿宛)。以下、同書は『静』と略す。
- (3) 平川新「助郷制度の成立と展開」「助郷制度の確立課程」、『近世日本の交通と地域経済』(清文堂出版、平成9年)所収。深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』(吉川弘文館、平成6年)。
- (4) 『静』50号(新居宿宛)。
- (5) 『静』51号(藤枝宿宛)。
- (6) 川崎文昭『東海道助馬制の研究』(篠原印刷出版部、平成13年)。
- (7) 『東海道保土ヶ谷宿』(横浜市歴史博物館、平成23年)8号の解説では、寛永17年説を採用している。以下、同書は『保土ヶ谷宿』と略す。
- (8) 『静』18・26号(由比・見付宿宛)。
- (9) 『静』20号(由比宿宛)。
- (10) 『静』17・19・21~28号(沼津・由比・府中・藤枝・金谷・日坂・掛川・見付・浜松・舞坂宿宛)。
- (11) 見城幸雄「『万書込日記』解題(二)」「三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書」御用留2(愛知大学、昭和55年)5頁。
- (12) 中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之1(日本学術振興会、昭和35年)109号。
- (13) 『静』29・30号(由比・岡部宿宛)。
- (14) 児玉前掲書170頁。
- (15) 『静』30~33号(見付・舞坂・新居宿宛)。
- (16) 『静』55号(見付宿宛)。伝馬錠朱印状に関する偽造事件の記事が、「台徳院

- 殿御実紀 卷五」慶長 12 年 6 月此月  
条（『新訂増補国史大系第 38 卷 德川  
実紀』第 1 篇、平成 10 年、吉川弘文館）  
438 頁）にみえる。
- (17) 『静』42 号（見付宿宛）。
- (18) 『静』44 号（由比宿宛）。
- (19) 『静』45 号（新居宿宛）。深井甚三氏は、「あいたい」について駄賃銭ではないと主張されている（深井前掲書 29～30 頁）。
- (20) 「御当家令条」『近世法制史料叢書 2』（昭和 56 年 11 月復刊訂正第 2 刷、創文社）245 号。中山道和田宿宛のものと文章に異同がある。
- (21) 『静』51 号（新居宿宛）。
- (22) 近藤恒次編『東海道御油・赤坂宿交通史料』（昭和 55 年復刻、国書刊行会）12 号。以下、同書は『御油・赤坂宿』と略す。
- (23) 『静』51 号（藤枝宿宛）。なお、御油宿宛は『御油・赤坂宿』68 号。
- (24) 『静』61～63 号（岡部・見付・舞坂宿宛）。
- (25) 「浜松宿御役町由来記」『浜松市史』史料編 1（浜松市役所、昭和 32 年）298 頁。
- (26) 『舞阪町史』史料編 2（舞阪町、昭和 46 年）65 頁。
- (27) 徳川頼宣については、「幕府祚胤伝 2、『徳川諸家系譜』第 2（続群書類從完成会、昭和 45 年）42～43 頁。水野重央については『新訂 寛政重修諸家譜』第 6（続群書類從完成会、昭和 59 年）91～92 頁。
- (28) 『静』59・60・64 号。
- (29) 渡辺和敏氏は、徳川頼宣領における陸上交通政策が、江戸幕府の意向に沿うものであっても、幕府による一元支配になっていない、と指摘している（前掲『東海道交通施設と幕藩制社会』47～48 頁）。
- (30) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集  
成』（岩波書店、昭和 33 年）4 号。
- (31) 『静』75 号。
- (32) 村高は、「正保郷帳（遠江）、元禄・天保郷帳（遠江・駿河・伊豆）」『静岡県史』資料編 9 近世 1 付録（静岡県、平成 4 年）146 頁。
- (33) 『民間省要』、改訂日本経済叢書第 1 卷（大鎧閣、大正 12 年）534 頁。
- (34) 『静』76・77 号。
- (35) 「浜松町数村数家数田地高間尺之帳」『浜松市史』史料編 3（浜松市役所、昭和 34 年 12 月）25・31・32 頁。
- (36) 「糀屋記録」『浜松市史』史料篇 1（浜松市、昭和 32 年）史料解説。
- (37) 『舞阪町史』史料編 2（舞阪町、昭和 46 年 3 月）34 頁。
- (38) 「浜松町数村数家数田地高間尺之帳」前掲『浜松市史』史料編 3、32 頁。
- (39) 渡辺和敏著『古文書から見る江戸時代の二川宿』（豊橋市教育委員会、平成 11 年）5 頁。
- (40) 「森村差出帳（元禄 4 年）」『新編豊川市史』第 6 卷資料編近世上（豊川市、平成 15 年）957 頁。
- (41) 「森村指出帳（宝永 7 年）」同上 962 頁。
- (42) 『桑名市史本編』（桑名市教育委員会、昭 34 年）307 頁。
- (43) 『近世亀山藩大庄屋記録 九々五集』（亀山市、昭和 61 年）252～253 頁。
- (44) 『東海道土山宿関係文書』甲賀市史編纂叢書第 9 集（甲賀市教育委員会、平成 25 年）81 頁。以下同書は、『土山宿』と略す。
- (45) 同上 81～82 頁。
- (46) 『静』73 号。
- (47) 『静』80 号。79 号は江尻宿宛。
- (48) 『尾州藩古義・大垣藩座右秘鑑』（一信社出版部、昭和 15 年）8 頁。
- (49) 『掛川誌稿』（中村育男翻刻・発行、静岡新聞社発売、平成 9 年）13 頁。

- (50) 『保土ヶ谷宿』8・16～19号の解説文。
- (51) 「浜松宿御役町由来記」、前掲『浜松市史』史料編1、298・304項。
- (52) 『保土ヶ谷宿』10号。
- (53) 『保土ヶ谷宿』10号、「島田古帳」『島田市史資料編』第1巻（島田市史編纂委員会、昭和37年）14頁、『御油・赤坂宿』96頁、『土山宿』111頁。
- (54) 『四日市市史』第10巻史料編近世III（四日市市、平成8年）62頁。四日市宿宛の助馬令は、同書102～103頁。
- (55) 『保土ヶ谷宿』11号、「島田古帳」『島田市史資料編』第1巻（島田市史編纂委員会、昭和37年）14頁、『御油・赤坂宿』43・44号、『土山宿』111頁。
- (56) 前掲『御触書寛保集成』1256号。
- (57) 同上1257号。
- (58) 同上1258号。
- (59) 平川前掲書91頁。
- (60) 見城幸雄氏が同様の関心を示している（見城幸雄「『万書込日記』解題（二）」、前掲『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留2、5頁）。